

選手派遣育成費の支給等に関する規定

那覇市立神原中学校 P T C A

本校の生徒の諸大会等への参加については P T C A 会員の積み立てによる文化・スポーツ振興費の中から旅費等を支給しているが、公平・公正な支給を期すため次のとおり確認する。

【趣旨】

第 1 条 この規定は、本校の生徒が県・地区・学校等を代表して、学校教育活動の一環としての運動競技及び文化活動に参加するため、県外または県内に派遣される場合における派遣費の支給に関し、必要な事項を定める。

【支給対象の大会及び事業】

第 2 条 第 1 条により派遣される場合の派遣費の支給対象を次のとおり定める。

- (1) 中体連の主催又は共催する大会及び事業または各種団体・協会が主催する大会及び事業
- (2) 中文連の主催又は共催する大会及び事業
- (3) 文部科学省及び那覇市教育委員会の主催又は共催する大会及び事業
- (4) 吹奏楽連盟、合唱連盟の主催する大会及び事業
- (5) その他、教科等に関わる学校代表並びに学校長が認める大会及び事業
- (6) P T A が主催する大会及び事業（意見発表大会等）

【支給項目】

第 3 条 支給項目は次のとおりとする。

- (1) 大会参加費及び登録料
- (2) 派遣交通費
- (3) 吹奏楽部の楽器の輸送費（但し、年間 2 回まで）

【支給基準】

第 4 条 派遣に係る支給基準は次のとおりとする。

- (1) 大会参加費及び登録料は各部とも上限 3 万円までとする。（交通費・輸送費含む）
- (2) 派遣に係る経費の負担については、次のとおりとする。
 - ① 生徒の経費について（登録選手のみ、マネージャー外部コーチは除く）
生徒の経費については中体連主催の大会のみに限り、総費用（往復航空運賃、宿泊料、交通費）から補助金を差し引いて、その 5 割を支給し、残り 5 割については自己負担とする。県大会が離島で行われる場合、及び地区駅伝久米島大会については総費用から半額を支給し残りは自己負担とする。但し、食費は自己負担とする。
 - ② 引率の経費について（地区駅伝及び陸上大会等）
県からの旅費支給がない場合は、派遣費より全額支給するが、最大 2 名分までとする。

また、旅費の支給はあるが、実費に不足が生じた場合は、その差額分を支給する。

③ 部活動の中体連・中文連以外の大会については、派遣交通費のみ激励金として支給する。
金額は校長・PTCA 会長の判断に委ねるものとする。但し、年間最大 2 回までとする。

④ 在校生の県外派遣について

九州大会及び全国大会への参加については各競技についてそれぞれ激励金として支給。
金額は 5,000 円を年一回のみとする。

(3) 大会等が本島内の場合、予算の関係上、保護者による会場間の送迎が望ましいが、それが出来ない場合は学校車を最大限活用する。

ア、学校車使用予定で大会と練習試合が重なった場合は、大会を優先する。

イ、大会の重なりは大会会場の遠距離を優先する。

※ 但し、この選手派遣育成費については、毎年、各部活動の顧問と PTCA で検討するものとする。

【請求方法】

第 5 条 請求は支払伺書によるものとし、更に円滑に事務処理を行うため以下の添付資料を提出する。

- ① 派遣依頼文書（大会要項含む）
- ② 参加料及び登録料（登録選手名簿）領収証
- ③ 交通費・宿泊費の領収証

附則 本規定は、平成 21 年 9 月 29 日より施行する。

本規定は、平成 27 年 6 月 1 日より施行する。

本規定は、令和 1 年 6 月 1 日より施行する。